

平成30年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 1団体、1個人 (2) 意見数 4件

NO.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
【I さいたま市の食品衛生監視指導体制 関係機関との連携】(2ページ)			
1		<p>日頃より、食品の安全確保の取り組みにご尽力されていることへ敬意を表します。この間、さいたま市・越谷市・川越市・川口市（平成30年から）・埼玉県とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、実施されています。私たち消費者としては、埼玉県内どこに住んでいても同様の監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されることが願いです。さいたま市におかれましては、埼玉県・越谷市・川越市・川口市の間で連携をとり、食品衛生監視指導をおこない、食の安全を確保してください。また、計画公表時期につきましては、予算措置も含めた実効性のある計画とすることや、市民とのコミュニケーションを充実させるためにも、年内を目安に公表できるように検討をお願いします。</p>	<p>ご要望の食品の安全確保の取り組み・連携に関しては、近隣の埼玉県、川越市、越谷市及び川口市との間で開催している「1県4市食品衛生関係業務連絡調整会議」において情報共有・連携を図っているところです。なお、ご指摘を踏まえ、この旨を本計画（案）に記載するよう修正いたします。</p> <p>また、本計画（案）の作成にあたっては、現年度の実績を考慮して原案を作成し、例年12月に開催する消費者、事業者、生産者及び学識経験者で構成される「さいたま市食の安全委員会」でご意見を伺うこととしています。そのため、年内の公表は難しい状況ではありますが、最適な意見募集の開始時期や期間、周知方法について引き続き検討してまいります。</p>

平成30年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

【IV 食品等の検査】（7ページ）

2	IV-1	<p>1 食品等の検査に規格基準が定められた食品等及び衛生規範が示された食品を対象として、微生物検査及び理化学検査を実施するとありますが、規格基準が定められた食品等の検査については行政機関が検査するのは従来通りでよいと考えますが、衛生規範の定められた食品については営業者の自主管理により規範を達成するもので、行政機関が検査を実施していくことは、営業者にHACCPの概念に基づく衛生・品質管理の普及を条例により推進する方向に合致しないのではと考えます。すなわち、HACCPで重要管理点の危害分析や管理基準については営業者の科学的根拠の判断によるものと考えます。従って、従来、目標的に衛生規範が定められている食品等の検査は自主検査等により実施すべきで、現在推進しているHACCPの普及啓発に沿ったものと考えます。衛生規範の定められた食品は行政機関が収去などを行って、結果指導を行うのではなく自主管理により実施していく方向にあるべきであり、行政は指導助言を行う立場であってほしいと考えます。なお、営業者の検査機関として行政の検査機関が有料の依頼検査を実施する機関へと移行してもよいのでは。</p>	<p>ご指摘の衛生規範を含め、規格基準など基準等が定められた食品は、事業者による自主的な検査等による安全性の確保が必要と考えております。当市では、更なる食品の安全性確保の推進及び衛生水準の積極的な向上を図るため、必要に応じて行政検査を行い、その結果に基づき事業者に対して指導を行っております。HACCPの概念に基づく衛生管理については、監視指導、衛生講習会の実施、パンフレットの配布などを通じて今後とも指導助言、普及啓発に努めてまいります。なお、有料の依頼検査を実施する機関への移行についてのご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
---	------	---	--

平成30年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

【VI 食品等事業者の自主管理等の推進】（11ページ）			
3	VI-1	HACCPについては、昨年も意見をさせていただいたように、消費者団体としても、HACCP導入型基準を導入する事業者が増えることは食の安全を確保するためには重要であると考えます。また、推進するためには効果測定のできる具体的な指標が必要であると考えます。引き続きの意見となりますが、さいたま市として具体的な指標を持って推進するべきではないでしょうか。	当市では、HACCPの考え方や衛生管理の手法を食品等事業者へ普及するため、年5回程度という指標を設け講習会を実施しております。この指標につきまして、本計画（案）に記載するよう修正いたします。ご意見の効果測定のできる具体的な指標の設定については、今後検討させていただきながら、引き続き、全ての事業者に、一般衛生管理の着実な実施と併せて、広くHACCPへの理解が進むよう普及啓発に努めてまいります。
【VII 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】（11ページ）			
4		子ども食堂は、子どものみならず、地域を支える居場所として大きな広がりを見せています。2017年9月15日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内80か所、さいたま市内では少なくとも6か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。	子ども食堂等の取り組みがより安全なものとなるよう、食品衛生の観点から運営場所及び形態、利用者の範囲等を総合的に判断し、関連部署との連携を図りながら引き続き対応してまいります。